全国の不動産会社のみなさまへ

健康保険組合加入のご案内

経費削減、福利厚生の向上は、

サービス充実の健康保険組合で…

全国健康保険協会（協会けんぽ）よりも断然有利！

健康保険組合には さまざまなメリットがあります！

メリット **1.毎月の保険料がお安くなります！**

※年間一人当たり約53，200円削減されます。

メリット **2.保険給付が手厚くなります！**

※当健康保険組合独自の付加給付がプラスされます。

メリット **3.健康診断が0円から受診出来ます！**

※人間ドック補助金30，000円・生活習慣病健診補助金22，000円

メリット **4.その他、スポーツクラブ、レジャー施設の割引があります！**

従業員の健康は、事業所の財産
事業所の繁栄は、従業員の健康から

東京不動産業健康保険組合

〒163-1305　東京都新宿区西新宿6-5-1
新宿アイランドタワー5階
TEL 03-3343-2807 FAX03-3343-2933
https://www.tfkenpo.or.jp

※ご案内の内容は、現行のものであり、将来的に 変更する場合もございますのでご了承ください。

1 大きな財政効果が得られます

全国

全国健康保険協会(協会けんぽ)よりこんなにお得です！

健康保険組合では、財政状態に応じて組合独自で保険料率を決めることができます。

当健康保険組合では、保険料率を協会けんぽより低率の1,000分の90(これを事業主と被保険者が折半負担しています)に設定しており、ご加入いただきました場合は年間で1人当たり 53,200 円も安くなる(40歳以上の介護保険料負担の場合も 54,264 円)計算です。

貴社の財政運営上、大変大きなメリットが得られることと確信しております。ぜひ当健康保険組合への加入をご検討いただきますようお願いいたします。

① 39歳以下の例(介護保険料なし)

保険料がこんなに安くなります。 ● 39歳以下、平均標準月額 380,000 円、年間賞与 760,000 円のケース

	一般保険料率 年間保険料		介護保険料率 年間保険料		合計保険料率 合計年間保険料
当健康保険組合	9.00% 478,800 円	＋	0 円	＝	9.00% 478,800 円
協会けんぽ	10.00% 532,000 円	＋	0 円	＝	10.00% 532,000 円
差額	53,200 円	＋	0 円	＝	53,200 円

5 人分になると‥‥ 53,200 円× 5 人＝ 266,000 円お得です！

② 40歳～64歳の例(介護保険料あり)

● 40歳以上、平均標準月額 380,000 円、年間賞与 760,000 円のケース

	一般保険料率 年間保険料		介護保険料率 年間保険料		合計保険料率 合計年間保険料
当健康保険組合	9.00% 478,800 円	＋	1.80% 95,760 円	＝	10.80% 574,560 円
協会けんぽ	10.00% 532,000 円	＋	1.82% 96,824 円	＝	11.82% 628,824 円
差額	53,200 円	＋	1,064 円	＝	54,264 円

5 人分になると‥‥ 54,264 円× 5 人＝ 271,320 円もお得です！

協会けんぽ加入時より本人負担分と事業主負担分を合わせて 10 名で

年間 537,320 円負担が軽減されます。

2 いざというときにも安心

充実した保険給付！

当健康保険組合には、法律で定められている法定給付のほかに、
当健康保険組合独自の付加給付がプラスアルファされます。
▶▶▶ プラスアルファの給付がうれしい。

	当健康保険組合 法定給付＋付加給付	全国健康保険協会(協会けんぽ) 法定給付
医療費が高額になったとき （医療機関別の1人・1ヵ月ごと。医科・歯科・外来・入院ごと。） ※自治体等の医療助成制度が優先されます。	①一般の方(標準報酬月額53万円未満) 自己負担の目安は　**約30,000円** ②上位所得者（標準報酬月額53万円以上） 自己負担の目安は　**約50,000円** ※自動払いなので申請の必要はありません。	一般の方の自己負担限度額（高額療養費） ①月額26万円以下　**57,600円** ②月額28万円～50万円　**80,100円～** 上位所得者（標準報酬月額53万円以上） ③月額53万円～79万円　**167,400円～** ④月額83万円以上　**252,600円～** ※申請書が必要です。
出産したとき	本人（被保険者）が出産 500,000円＋24,000円＝524,000円 家族（被扶養者）が出産 500,000円＋14,000円＝514,000円	500,000円
	※「産科医療補償制度」に未加入、あるいは在胎週数22週未満の出産（死産・流産を含む）の場合は488,000円となります。	
亡くなったとき	50,000円＋20,000円＝70,000円	50,000円

3 契約施設を使って得をしよう

契約施設を利用して、心も体もリフレッシュ！

当健康保険組合では、フィットネスクラブ等と利用契約を結んでいます。

また、レジャー施設や日帰り温泉施設など、毎日の暮らしやオフタイムを充実させるたくさんのメニューを用意しております。

また、健康増進のため全国展開の「ルネサンス」・「コナミスポーツクラブ」等と法人契約を行っており、月1～2回程度の利用も可能です。クラブによっては、一般の月会費会員より割引等があります。

当健康保険組合では他にも、さまざまな事業・メニューをご用意しておりますので、充実した余暇を満喫してください。

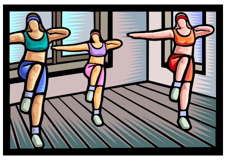

4

生き生きとした毎日をバックアップ

疾病予防事業の補助金により、軽い負担で健診等が受けられます！

当健康保険組合では、被保険者および被扶養者の方々が健康な生活を営まれるよう、生活習慣病健診、巡回婦人生活習慣病健診、人間ドック等の各種健康診断で補助金制度を実施しております。

職場の健康管理対策がわずかな負担で出来ますので、事業主の皆様にとっても大変お得です。

また、被扶養者にも同等の健康管理ができます。

A 生活習慣病健診を受けられる場合

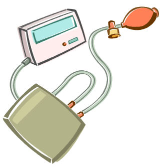

▶ 自己負担金は、0円～ （健診医療機関により自己負担金が異なります）

30歳以上の被保険者・被扶養者。（該当年度末3月31日までに30歳になられる方を含む）

※「乳がん検査」・「子宮がん検査」を追加された場合の婦人科検査費用は健保組合が負担します。

B 婦人生活習慣病予防健診を受けられる場合

▶ 自己負担金は、無料

30歳以上の被保険者・被扶養者。（該当年度末3月31日までに30歳になられる方を含む）

C 人間ドックを受けられる場合

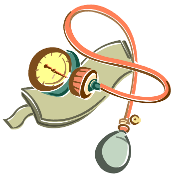

▶ 自己負担金は、0円～ （健診医療機関により自己負担金が異なります）

35歳以上の被保険者・被扶養者。（該当年度末3月31日までに35歳になられる方を含む）

※「乳がん検査」・「子宮がん検査」を追加された場合の婦人科検査費用は健保組合が負担します。

D 歯科健診を受けられる場合

▶ 自己負担金は、無料

被保険者・被扶養者の歯周疾患予防のため、全国の提携歯科医院（約2，000ヵ所）で無料の歯科健診（半年に1回を限度として無料）をいつでも受けられます。

E インフルエンザ予防接種を受けられる場合

▶ 補助金額1人当たり2，000円を上限（被保険者・被扶養者対象）

F 家庭常備薬の購入補助

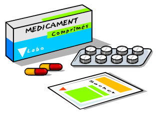

▶ 補助金額1，800円（被保険者のみ）

家庭常備薬の補助制度をご用意しております。この制度は、ご家庭で日常的にある軽微な切傷や軽症のかぜ・発熱の時など、薬を常備しておけば夜間などでも応急処置として対応できます。

G 脳ドック（脳検査）の補助 （該当年度別の検査補助）

▶ 補助金額10，000円（被保険者のみ）

当該年度中に40・45歳及び50歳以上となる被保険者。

H 子宮頸がん検査の補助 （20歳代該当年度別、検査補助）

▶ 補助金額4，000円（被保険者のみ）

当該年度中に20歳以上29歳以下となる被保険者。

加入のご案内

当健康保険組合は、**平成23年4月1日より適用地域を全国に拡大**しました。日本全国の都道府県に所在する事業所で下記事業を主たる業務とする事業所は加入対象となります。また、異業種であっても、当健康保険組合の加入事業所の「子会社」「関連会社」の関係にある事業所は加入対象となります。

加　入　対　象　業　種

1. 住宅（戸建、中高層、集合住宅）の分譲売買および賃貸
2. 前号以外の建物および土地の売買
3. 建物管理
4. 不動産の売買、賃貸または交換の代理、もしくは仲介
5. 不動産の鑑定・評価
6. 不動産コンサルティング、不動産マネジメント
7. 1号から6号に定める事業所の事業主を構成員とする法人または団体

加　入　要　件

1. 協会けんぽ(旧称:政府管掌健康保険)に1年以上加入
2. 事業所の財務内容が健全であること(直近決算において翌期へ繰り越す欠損金がないこと、債務超過でないこと)
3. 過去1年間公租公課の滞納(納入遅延)がないこと(納期限内に納付していること、また関連する事業所を含め厚生年金保険料等について納付の猶予(特例)を受けていないこと)
4. 従業員数(被保険者)が10名以上
5. 平均標準報酬月額が380,000円以上
6. 賞与支払実績が年間1人当たり平均760,000円以上（賞与がない年俸制の場合、平均標準報酬月額440,000円以上）
7. 平均年齢39歳以下
8. 扶養率(扶養者の数を被保険者の数で割ったもの)0.7以下
9. 加入後の健康保険料については、口座振替で納付していただくこと
10. 編入審査委員会にて経営陣の経歴等を審議させていただく場合があります

※ 1～4、9のいずれか1つでも備わっていない場合は加入することはできません。
それ以外は総合的に判断させていただくことが可能です。

加　入　の　流　れ

1. 「健康保険組合加入検討希望連絡書」をご記入し、ＦＡＸ(03-3343-2933)にて当健康保険組合にご提出ください。
2. 当健康保険組合よりご連絡させていただきます。

移　行　手　続　き

当健康保険組合より、ご加入に関しての案内をさせていただき、以下の書類をご提出いただきますと、行政当局の認可から引継ぎまで当組合がすべて手続きいたします。事業所様がしていただくことは、被保険者等のデータ作成と保険証の交換のみとなります。書類提出からご加入まで数ヶ月程度かかることがあります。

1. 加入申出書
2. 事業主の同意書
3. 被保険者の同意書（被保険者の2分の1以上の同意）
4. 商業登記簿謄本
5. 会社案内
6. 最近2期分の決算書
7. 保険料納入誓約書
8. 保険料口座振替依頼書
9. 記録閲覧同意書

加入に際し、特別な経費等は一切かかりません

お問い合わせは　東京不動産業健康保険組合
業 務 推 進 課
03-3343-2807(ダイヤルイン)

当健康保険組合のホームページをご覧ください！

健保組合からさまざまな情報をホームページでお届けしています。
スマートフォンにも対応したホームページで、場所を選ばずご利用可能です。
お手持ちの端末にブックマークをお願いいたします。

https://www.tfkenpo.or.jp

tfkenpo.or.jp

POINT
☆クイックメニュー
検索上位コンテンツはトップページから検索できます。

POINT
☆最新情報
健康保険制度や健保組合からの最新情報の掲載。

POINT
☆広報誌をいち早く掲載
Wellsetを電子化して掲載。

POINT
☆保健事業案内
婦人生活習慣病予防健診や家庭常備薬の申込、各種イベントの掲載。

POINT
☆医療費節約のポイント
医療費を節約するための情報を掲載。

POINT
☆簡単検索
「手続き・申請」「給付」「用語」の３つのパターンから検索。

POINT

健康保険組合に加入しませんか！

全国健康保険協会（協会けんぽ）より低率の保険料、充実した保険給付、疾病予防事業の補助金制度など、協会けんぽより断然お得です！